

川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田 謙治郎

川西市規則第 28 号

川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則

川西市立幼保連携型認定こども園規則（平成29年川西市規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(地域こども預かり保育) 第23条 (略)	(地域こども預かり保育) 第23条 (略) <u>(乳児等通園支援事業)</u> 第24条 乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する事業をいう。以下この条において同じ。）の実施日は、 <u>第8条第1項第1号及び第2号並びに第2項第3号に掲げる日以外の日とする。</u> 2 乳児等通園支援事業の実施時間は、午前9時から午後5時までの間で園長が定める時間とする。 3 認定こども園の乳児等通園事業の1時

間当たりの利用定員及び1月当たりの利用定員は、次の表のとおりとする。

認定こども園	1時間当たりの利用定員	1月当たりの利用定員
川西市立 牧の台みどりこども園	5人	150人
川西市立 加茂こども園	5人	150人
川西市立 川西こども園	5人	150人
川西市立 川西北こども園	5人	150人

4 乳児等通園支援事業の手續等について

は、市長が別に定める。

(給食等)

第24条 (略)

(園外行事)

第25条 (略)

(備付表簿)

第26条 (略)

(貸与)

第27条 (略)

(評価)

第28条 (略)

(給食等)

第25条 (略)

(園外行事)

第26条 (略)

(備付表簿)

第27条 (略)

(貸与)

第28条 (略)

(評価)

第29条 (略)

(緊急時における対応)	(緊急時における対応)
第29条 (略)	第30条 (略)
(非常災害対策)	(非常災害対策)
第30条 (略)	第31条 (略)
(虐待防止の措置)	(虐待防止の措置)
第31条 (略)	第32条 (略)
(補則)	(補則)
第32条 (略)	第33条 (略)

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。